

連雀地区住民協議会自主グループ認定要綱

昭和 62 年 10 月 5 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、連雀地区住民協議会（以下「本会」という。）が、登録自主グループとして認定する団体・サークル（以下「自主グループ」という。）に連雀コミュニティ・センター利用の便宜を供することによって自主グループの育成・発展を図り、もって地域住民のふれあいとコミュニティ醸成を推進するために、自主グループの範囲と認定の手続き等を定める。

(自主グループの要件)

第 2 条 自主グループとして認定する団体・サークルの要件は、次のとおりとする。

- (1) 会員数は 10 名以上（ただし、本会が主催した教室、講習会の受講生で構成するものはその限りでない。）とし、会員の半数が本会の構成区域内に居住していること。
- (2) 自主グループの代表者が、本会の構成区域に居住していること。
- (3) 自主グループの規約及び会員名簿を有すること。
- (4) 専ら、小・中学生を構成員とする自主グループ（以下「子ども自主グループ」という。）は、18 歳以上の代表者を配置すること。
- (5) 営利行為又は営利を目的とする団体及び個人に関する行為をしないこと。

(登録申請)

第 3 条 自主グループとして認定を受けようとする場合は、登録年度の前年度の 2 月中旬までに団体登録申込書に規約及び会員名簿を添えて本会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請は、年度途中においても行うことができる。

(登録審査及び審査結果の通知)

第 4 条 連雀地区住民協議会会則（以下「会則」という。）第 22 条第 6 号の規定に基づき、役員会において登録申請内容の審査を行い、登録の承認又は不承認の審査結果を登録申請した自主グループの代表者に通知する。

(登録有効期限)

第 5 条 自主グループの登録有効期限は、登録承認の時期にかかわらず登録された年度の末日とする。

(自主グループの本会への協力義務)

第 6 条 自主グループは、コミュニティの本旨に則した活動を行うとともに、本会主催の主要事業に、要請があった場合には協力する義務を負う。

2 会則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、委員の推薦に協力する義務を負う。

(子ども自主グループへの特例措置)

第 7 条 本要綱の規定にかかわらず、子ども自主グループについては次の規定の適用を除外することができる。

- (1) 第 2 条第 3 号に規定する規約の保有

(2) 第6条第2号委員の推薦

(登録の取消)

第8条 自主グループが解散又は要件に適合しなくなったときには、速やかに廃止の届出をしなければならない。

2 自主グループが、連雀コミュニティ・センターの利用のきまりに違反し、利用者としての義務及び責任を履行しないときは、役員会の決定によって認定を取り消すことができる。

付 則

この要綱は、平成9年3月3日（第164回役員会）に改正し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

本要綱の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

一部改正後のこの要綱は、平成15年10月7日から施行する。

付 則

本要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（6連住協発第258号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。